○国土交通省告示第七百十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年五月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＴＤ２－36	運行記録計　ＤＲＤ－4020	富士通テン　なし	富士通テン　神戸市兵庫区御所通１－２－28

○国土交通省告示第七百十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－３Ｒ－020101	後部反射器　ＣＡＴＥＹＥ　ＲＲ－150	株式会社キャットアイ　大阪府大阪市東住吉区桑津２丁目８番25号
Ｅ43－３Ｒ－020102	後部反射器　ＣＡＴＥＹＥ　ＲＲ－210	〃

○国土交通省告示第七百十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－326	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ６ＵＺ１ＸＤＨＡ	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊞ＧＳ－328	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ４ＨＫ１ＸＤＨＡ	〃
㊞ＧＳ－334	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ６ＷＧ１ＸＤＨＡ	〃
㊞ＧＳ－348	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ６ＨＫ１ＸＤＨＡ	〃

○防衛省告示第百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年七月九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月十六日から同月十九日（予備、同月二十日）までの間、毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻、航空機六機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年七月九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月二十二日及び同月二十六日（予備、同月二十七日及び二十八日）までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年七月九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月二十二日から同月二十六日（予備、同月二十七日及び同月二十八日）までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年七月九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月二十一日から同月二十五日（予備、同月二十六日から同月二十八日までの間）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年七月九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月二十一日から同月二十五日（予備、同月二十六日から同月二十八日までの間）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで